

# 西南学院大学教員組合の歩み： 『組合報』から見た通史

伊佐 勝秀

## 1. はじめに

西南学院大学教員組合（以下、「西南大教組」）は1959年の創立以来、既に55年を超える歴史を有する。その中で、先人たちは本学における労働条件の改善等に尽力し、多くの実績を残してきた。こうした実績については、1965年に創刊され、既に通算63号を数える『西南学院大学組合報』（以下、『組合報』）の記事に垣間見ることができる。しかし意外なことに、これまで西南大教組の通史が書かれたことはなく<sup>1</sup>、『西南学院七十年史』などにも時系列的にまとまった記述はない。

筆者は囚らずも、2014年7月から2015年3月まで、西南大教組の組合長を務めた。在任期間中には、散逸していた組合資料を収集し、また未整理の組合資料のデータベース化を進めた<sup>2</sup>。本稿では上記資料を元に、西南大教組の発足から最近までの足どりを記録としてまとめ、併せてその問題点や課題等を指摘したい。こうした作業は、学院史の空白・欠落部分を補うことにもなると期待される。また組合委員経験のない教員が過半数を占める現在、こうした人々に、西南大教組がこれまで果たした役割や、組合活動に対する大きな貢献を知られずにいる先達－「謳われざる英雄達」（*unsung heroes*）－の存在を知らしめる上で、本稿が一助になればとも考えている。

以下、第2節では労働組合の基礎知識を必要な限りで説明する。第3節では西南大教組の概要を述べ、第4節では西南大教組の歩みを時系列的に記述する。合わせて、幾つかの重要な出来事についても触れる。最後に第5節で、小論を書き終えての雑感などを述べる。

なお、本稿の記述は原則、筆者の組合長任期が終了した2015年3月までとなっていることを予めお断りしておきたい。また文章中、一部で敬称を略しており、「第#号」とある場合は、『組合報』の発行号数であることを示す。

---

1 学校法人西南学院の専任職員を構成員とする西南学院職員組合（西南職組）は、1981年に『西南学院職員組合創立20周年記念誌』を刊行している。

2 その一部は『組合報』第61号に資料として掲載した。

## 2. 労働組合とは

労働組合とは、いわゆる「労働三権」（団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権））を保障した日本国憲法第8条「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」に基づき、労働組合法第2条で「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体」と定義された自治組織である。

戦前は、1900年の治安警察法の制定などにより労働運動の発展が抑圧され、何度か労働組合法案が提出されたものの不成立に終わり、労働組合が法認されることはなかった。

このように日本では戦前、労働組合の設立が禁止されていたが、戦後は自由設立主義がとられ、労働組合の設立に当たって役所などへの届出や許可は不要で、労働者が2人以上集まれば設立可能となった<sup>3</sup>。労働組合には労組法において様々な特権が与えられている。例えば正当な争議行為の法的保障として刑事上の免責（労組法第1条2項）と民事上の免責（労組法第8条）が保障されている。また使用者による労働組合への不利益取扱い、団体交渉の拒否、支配介入（労働組合への利益供与）、報復的な不利益取扱い、黄犬契約の締結などは労組法第7条で「不当労働行為」として禁止され、労働委員会による不当労働行為救済制度が設けられている。

また、団体交渉による労使の合意事項については労働協約を締結できる。団体交渉を通じて労働基準法等で定められた最低労働基準の上乗せをするのが労働組合の役割であるため、「労働協約>就業規則>労働契約」のような法的効力の大小関係が成立する。なお、労働協約は労組法第15条より、3年をこえる有効期間の定をすることができない。本学でも1961年に最初の労働協約が締結され、以後3年毎に見直されている。

日本の労働組合の制度的特徴として、企業別労働組合が主体であること、労職（工職）混合組合であること、「事業所/企業別単位労働組合（単組）-単位産業別組合または都道府県組織（ローカルセンター）-全国中央組織（ナショナルセンター）」という階層的組織をとっていること、独自の賃金決定方式（「春闘」）を採用していること、労働組合への参加形態としてユニオンショップ制が主流であること等の点が挙げられる<sup>4</sup>。

---

3 ただし労働組合が労組法上の保護を受けたり手続に参加したりする必要があるときは、ストライキ条項などを盛り込んだ組合規約を定め、労働委員会の資格審査を受ける必要がある。

労働組合には使用者側の利益を代表する者は加入できない。組合員の範囲は通常、係長クラスまでとされ、一旦非組合員になると降格等を除けば組合員資格が復活することはない。しかし大学では、平教員と役職者の間を行き来する人事が少なくないため、組合員資格の得喪は頻繁に生じる。

労働組合の運営においては代議制がとられ、一般組合員から選出された執行委員、さらに執行委員から互選された三役（委員長・副委員長・書記）及び会計で構成される執行委員会というような構成組織がとられる。なお、一部委員は組合専従者（休職して専ら労働組合の業務に従事する者）である場合がある。また運営に当たっては、組合規約を定める必要があり（労組法第5条）、雛形となる「モデル規約」が都道府県労働局などによってウェブ上で公開されている<sup>5</sup>。

労働組合の経済的機能として、労働経済学の教科書ではしばしば（1）取引費用の節約（交渉における「規模の経済」）（2）交渉力の強化（争議や労働供給独占、解雇規制等）（3）労働条件や人事制度などの「公共財」の提供、が挙げられている。しかし近年、労使関係の個別化、産業構造や雇用構造の変化、雇用形態の多様化などが進む中、その組織率は低下傾向にある。雇用者数（警察、消防などの職員を除く）に占める労働組合員数の割合を示す推定組織率の動向を見ると、1977年以降は趨勢的に低下しており、2003年には初めて20%を割り込んだ後、2016年には戦後最低値の17.3%まで落ち込んでいる。組織率の継続的な低下による組合員の減少は、上記の交渉における「規模の経済」を低下させ、それが組織率の低下を促すという悪循環が見られる。

### 3. 西南学院大学教員組合について

#### 3.1 概 要

西南大教組は、1959年6月9日に設立された。また同年、高等学校と中学校との合同の教員組合「西南学院高等学校・中学校教員組合」が組織された。設立メンバーの一人であった古林輝久先生（商学部）の残された文章<sup>6</sup>によると、古林先生が本学に

---

4 ユニオンショップ制とは、労働組合の組織されている企業への就職が即、その労働組合の組合員資格の取得になるという仕組みで、労組法第7条第1項但書に法的根拠があるとされる。厚生労働省「労働組合活動実態調査」（2013年）によれば、「ユニオンショップ協定（ユ・シ協定）有」と回答した企業は、全体の66.1%を占める。

5 例えば東京都労働局が「TOKYO はたらくネット」にて公開している「組合づくりのハンドブック」（<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryu/kumiai-hb/index.html>）中の「組合規約例」を参照。

6 「組合六年の歩みを顧みて」（第1号）、「教員組合結成当時を想う」（第26号）など。



先人の尽力を伝える教員組合報

赴任された1948年当時、教員組合の前身が既に存在していたという<sup>7</sup>。

しかし教員の給与等については、やがて教員から選出された「財務委員会」で検討されることとなり、組合は自然消滅した。だが「財務委員会」は必ずしも教員側に立つものではないとの認識が広まり、1958年秋、数名の教員と百道にあった「備前屋」（その跡地に現在、合宿研修所がある）に集い、組合の結成に踏み切ることになった。一部では「愛の学院に闘争的な組合を結成するとは何ごとか」などの批判的意見もあったため、まず一人でも多くの賛同者をえることを目標に、「何もしない組合」という低姿勢でスタートしたが、その後、安保阻止闘争や西南女学院の学園紛争が起るなどして、他の教員の組合への関心と認識も深まっていったという<sup>8</sup>。

西南大教組の組織のあり方は、「西南学院大学教員組規約」に規定されている。本規約は1961年10月1日に制定され、全21条及び附則と了解事項からなる。全文は西南学院規程集で閲覧できる。

重要な条文のみ摘記すると、まず第3条で組合員資格が本学専任教員に限られることが明記されている。第7条では組合の必置機関として（1）組合員総会（2）委員会が挙げられている。このうち組合員総会については、第8条で組合員総会が組合の最高決議機関であり、少なくとも年1回定期的に組合長がこれを招集することとされている。

---

7 八田薫先生（経済学部）の別の回顧（「この頃思うこと」（第15号））によれば、終戦直後に八田先生らが幹事になって「教員協議会」を結成したという。「教員組合の前身」とは、この「教員協議会」のことらしい。

8 中沢慶之助先生（商学部）の回顧記事「生みの苦しみ」（第15号）にも教員組合誕生のエピソードが記されている。また「西南女学院の学園紛争」については、『西南女学院七十年史』第2章第3節または拙稿「西南女学院の労働争議」『西南の杜』vol.11, pp.13-20, 2016年5月を参照。

ちなみに現在では、春と秋の年2回開催が定例となっている。なお、委員会において必要と認めた場合や組合員の4分の1以上の要求があった場合には、臨時総会が招集される。かつては臨時総会が頻繁に開催された時期もあったようだが、直近では2005年10月5日の開催が最後である。

また委員会については第10条で組合長1名、副組合長1名、書記1名、委員6名、会計監査2名を置くことが定められている。このうち会計監査は、商学部の簿記や会計を専門とする教員が担当する慣わしとなっている。第11条で、組合長及び会計監査は総会において組合員の直接無記名投票により過半数の賛成により選任され、副組合長及び書記は委員会の互選によることが定められている。

また、委員は法科大学院を含む8学部において直接無記名投票によりそれぞれ1名を選任するとされている。なお、改選ルールとして「神学部、文学部、法学部、人間科学部の各学部は、西暦奇数年次に改選を行い、商学部、経済学部、国際文化学部、法科大学院の各学部は、西暦偶数年次に改選を行うものとする」との了解事項が組合規約の末尾に定められている。

第12条では組合長以下の任期が、組合長、副組合長、書記及び会計監査の任期は1か年、委員の任期は2か年と定められている。なお、各役員は再任可能だが、組合長又は副組合長であることは連続2年までとされている。

第13条では委員会の定足数は構成員の過半数であること、議事は出席者の過半数で決定されることが定められている。

第14条と第15条では、組合財政及び会計報告について定められている。具体的には、組合の会計年度は4月1日より翌年3月31日までであること、予算及び決算は総会の承認を必要とすること、会計報告は組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による証明書を付して、少なくとも毎年1回組合員に公表しなければならないこと、の諸点である。

第16条と第17条では、組合加入資格が明記されている。第16条では「本学の専任教員はすべて組合員となる」とあるが、これは前述の「ユニオンショップ制」を定めたものである。また第17条では組合員の欠格要件が定められている。簡約すれば、学校法人西南学院の利益を代表するものは組合加入資格を有しないとされ、理事、学院長、大学長、各学部長、その他部長会議構成員、直接的な人事権を有する者などが例示されている。

第19条以下では、規約改正に関する手続き等が定められている。組合費については第21条にて「組合費は月額、本俸の0.65%（上限2,000円）とする。」とされている。

次に、現行組合規約の不備を幾つか指摘しておこう。現在、会計監査とは別に組合会計が1名置かれている。しかし第10条で委員会に置かれる役職が列挙されているが、

奇妙なことに組合会計に関する明文規定は現在、存在しない<sup>9</sup>。組合会計については、組合規約の不備を補う非公開の内規（マニュアル）が存在する。しかし『組合報』編集業務など、その他の業務についてはマニュアルが存在しない<sup>10</sup>。次に組合規約第5章は「加入及び脱退」と称されているが、これも表題とは裏腹に、脱退についての規定がない。ちなみに前述の「モデル規約」には「資格喪失」や「脱退の手続」が明記されている。

また職場集会在慣例的に不定期に開催されているが、職場集会の規定はない。さらに争議についての諸規定（同盟罷業の行使、闘争委員会など、いわゆる「ストライキ条項」）や、組合の解散、委員手当についての規定もない<sup>11</sup>。前述のように、労働組合が労組法上の保護を受けたり手続に参加したりする必要があるときは、ストライキ条項などを盛り込んだ組合規約が必要となる。ストライキ条項の不在が直ちに争議権の行使不能になるわけではないようだが<sup>12</sup>、いざ争議の際には労働委員会による斡旋その他の調整を受けられない、などの不利益を覚悟しておく必要がある。

### 3.2 特 徴

前節の議論を踏まえて、西南大教組の特徴を考えてみたい。それは、一言で言えば「内向き」な組織だと言える。以下、ユニオンショップ制、「教職分離」制、上部団体との関係、争議経験、組合費の徴収方法、組合規約について検討してみる。

#### •ユニオンショップ制

これは日本の労働組合の制度的特徴の一つに合致するもので、必ずしも「内向性」を示すものではないが、大学のそれとしては必ずしも「当たり前」のことはない<sup>13</sup>。

#### •「教職分離」制の採用

前述のように、組合規約第3条で組合員資格が本学専任教員に限定されている。つまり、本学専任であっても職員には組合員資格がないし、本学教員のうち「期間

---

9 筆者はその不備を指摘し、2015年2月の組合員総会で改正原案を上程したが、議事運営上、議案として取り上げられず、現在に至っている。

10 筆者は組合長任期期間中に、他の委員の協力を得てその整備を進めたが、残念ながら、その後の組合執行部には引き継がれなかった。

11 委員手当については前述の組合会計マニュアルに記載があるが、組合員には公開されていない。それ故、少なからぬ組合員が「委員は無償の仕事である」と誤解しているらしい。

12 例えば、高橋貞夫「労働組合と資格審査－ストライキ条項をめぐる－」（第30号）参照。ちなみに本学での現行労働協約には、争議に関する条文（第58-60条）が存在する。

13 例えば、創立母体を同じくする西南女学院大学の教職員組合（以下、「西女教職組」）はオープンショップ制である。

に定めのある」教員にも組合員資格がないと解されている。1961年に西南学院職員組合が結成された折には、「教職員組合」案もあったようだが、教員組合がこれを断ったため、やむなく職員組合となったという。これは、前述の日本の労働組合の制度的特徴である「労職（工職）混合組合であること」からかけ離れたものであり、また九州の他大学と比較しても著しく異なる特徴と言える<sup>14</sup>。

- 上部団体との関係

西南大教組は、かつては「日本キリスト教主義学校教職員組合連合」（以下、「日キ連」）に加盟していたが、1972年に脱退（第18号）して以来、上部団体を持たない単位組合として活動し、現在に至っている。日キ連とは、全国のキリスト教主義学校（教派不問）の労働組合の連合体で、1954年に設立され、現在でも活動を続けている<sup>15</sup>。また「福岡県私立大学教職員組合懇談会」という団体に参加していた時期もあったようである（第4号、第6号）。九州には現在、その後継組織として九州私大教連があり、西南大教組も度々加盟の誘いを受けながら、断ってきたようである。

- 争議経験

西女教職組は1961年5月から9月に大規模な労働争議を経験している（前述拙稿を参照）。上部団体との連携に消極的なのは、争議経験がないことと無関係ではあるまい<sup>16</sup>。

- 組合費の徴収方法

前述のように、組合費は月額で本俸の0.65%を定率で徴収することとなっているが、上限が2,000円とされているため、事実上の定額徴収となっている。民間労組でも上限付定率制をとる場合が多いが、料率はずっと高いようである。またこの金額は、世間相場から見るとかなり割安と言える<sup>17</sup>。

- 組合規約

先に様々な不備を指摘したが、なんとと言ってもストライキ条項の不在は大きな特

---

14 九州の国公立大学の労働組合は、一部の例外を除き「教職員組合」である。「全国大学高専教職員組合」（全大教）のホームページ（[http://zendaikyoo.or.jp/?page\\_id=49](http://zendaikyoo.or.jp/?page_id=49)）を参照。ついでに言うと、これらの大学の多くは学外向けのホームページを設けて情報発信を行っている。

15 公式ブログは <http://blogs.yahoo.co.jp/jcpsu20100111/8660421.html>。当時の様子については「日キ連運動方針決る」（第3号）、中村和夫「日キ教組連について」（第10号）等を参照。

16 なお西南職組は1975年12月、ベア交渉の一環で、約1週間に亘って腕章・リボン闘争を実施したという（『西南学院職員組合創立20周年記念誌』p.8参照）。

17 2016年10月に公表された、連合・連合総研の「労働組合費調査」によれば、傘下単組の場合の一人当たりの平均月額（加重平均）は、正規従業員で5,023円、フルタイム非正規2,092円、短時間非正規1,301円であるという。

徴だろう。これは西南大教組が当初、「『何もしない組合』という低姿勢でスタートした」という経緯もあると思うが、何度か議論がされながら<sup>18</sup>、未だにストライキ条項が導入されていないとは驚きである。このままでは「御用組合」と見なされても仕方がないだろう。

### 3.3 組合長について

前述のように、西南大教組の代表者名は「組合長」という。組合長の業務は三役の選出など執行部体制作り始まり、委員会の招集とそのための業務連絡、各種書類の作成・送付、総会準備・実施、使用者との各種協議・交渉など多岐に亘る。しかし名前とは裏腹に、責任が重い（事実上、無限責任）が、その割に雑用が多いのが実情である。にも関わらず報酬は低く、月割りで見ると学部長はおろか、学科主任にも劣る。これが組合長が忌避される一因であろう。歴代組合長の顔ぶれは、表1の通りである。ここから、幾つか興味深い事実を指摘できる。

- 特定学部への人事の集中

具体的には文学部・商学部・経済学部が組合長を多く輩出しており、中には2回以上組合長をされた方もいる<sup>19</sup>。

反面、その他の学部は組合長経験者が相対的に少なく、特に神学部と法科大学院はこれまで一人も組合長を輩出していない。その意味で、後に第4節で述べるエピソードと照らし合わせると「受益者負担の原則」が貫かれていない。ちなみに学内自治組織の人事が特定学部集中する傾向は、生協でも見られる<sup>20</sup>。

1989年度以降は（事実上の）「学部輪番制」により特定学部への集中を避ける人事がされるようになったと推察される（表1参照）。それでも人事負担は特定学部に偏っている<sup>21</sup>。

- 労働法の専門家が1度も組合長に就任したことがない

労働経済が専門の筆者が、着任から10年にも満たない間に「充て職」として組合

---

18 高橋貞夫「労働組合と資格審査—ストライキ条項をめぐる—」（第30号）及び小川雄平「教員組合の課題」（第61号）を参照。

19 遠山馨（3回）、川島信義（2回）、門田見昌明（2回）、森泰男（2回）の諸先生。

20 拙稿「西南学院大学生協の歩み：通史の試み」『西南学院史紀要』（2016年5月、Vol.11, pp.3-18）を参照。

21 一部で「人間科学部と国際文化学部は学部として独立した時期が遅かったのだから、組合長の数が少ないのは当然だ」という声があるらしい。そうした「反論」は、文学部に属していた時期に、国際文化学科や児童教育学科が毎年、文学部の他学科とは別に組合委員を選出していた事実（表2参照）を説明できない。ちなみに、同じ教員主体の学内自治組織である親交会の委員長は学部輪番制が確立しており、神学部も法科大学院も輪番で平等に委員長を務めている。

表1 組合長一覧

年度	名前	所属学部	年度	名前	所属学部
1959	中澤慶之助	商学部	1987	森 泰男	文学部国際文化学科
1960	松井 安信	商学部	1988	門田見昌明	文学部児童教育学科
1961	古林 輝久	商学部	1989	石田 信彦	文学部
1962	中村 弘	短期大学部児童教育科	1990	大矢 繁夫	商学部
1963	平岡 規正	商学部	1991	尾上 修悟	経済学部
1964	猪城 博之	文学部	1992	山田 洋	法学部
1965	遠山 馨	経済学部	1993	井口 正俊	文学部国際文化学科
1966	遠山 馨	経済学部	1994	宮原 哲	文学部
1967	後藤 泰二	商学部	1995	小森 俊介	商学部
1968	原田三喜雄	経済学部	1996	村岡 伸秋	経済学部
	大崎 正治	経済学部	1997	小山 雅亀	法学部
1969	安德 典光	文学部	1998	藤本 滋之	文学部
	八木 幹	文学部	1999	藤野 力	文学部児童教育学科
1970	川島 信義	経済学部	2000	岩尾龍太郎	文学部国際文化学科
1971	泉 昭雄	文学部	2001	伊藤 龍峰	商学部
1972	杉原 実	商学部	2002	仲澤 幸壽	経済学部
1973	田村 茂夫	法学部	2003	久屋 孝夫	文学部
1974	川島 信義	経済学部	2004	田村 元彦	法学部
1975	山口 稲生	商学部	2005	吉岡 直子	人間科学部
1976	遠山 馨	経済学部	2006	大谷 裕文	国際文化学部
1977	岡村 堯	法学部	2007	西野 宗雄	商学部
1978	古川 卓萬	経済学部	2008	北垣 徹	文学部
1979	中森 宏	法学部	2009	江副 憲昭	経済学部
1980	平野 正	文学部国際文化学科	2010	前田 敦	法学部
1981	森 泰男	教養部	2011	渡邊 均	人間科学部
1982	小川 雄平	商学部	2012	邊土名朝邦	国際文化学部
1983	門田見昌明	文学部児童教育学科	2013	藤岡 豊	商学部
1984	吾郷 健二	経済学部	2014	伊佐 勝秀	経済学部
1985	安河内英光	文学部	2015	平井佐和子	法学部
1986	富盛 伸夫	文学部	2016	伊藤 彰浩	文学部
	井口 正俊	文学部国際文化学科			

(1) 全期間

学部	延べ経験者数
神学部	0
文学部	12
商学部	13
経済学部	14
法学部	8
国際文化学部	8
人間科学部	6
法科大学院	-
合計	61

(2) 1989-2016年度

学部	延べ経験者数
神学部	0
文学部	6
商学部	5
経済学部	5
法学部	5
国際文化学部	4
人間科学部	3
法科大学院	-
合計	28

参考：西南学院大学の組織変遷

1949年4月	西南学院大学学芸学部（神学専攻、英文学専攻、商学専攻）開設
1950年4月	短期大学部（英語科・商科・児童教育科）開設
1951年4月	学芸学部を文商学部と改称
1954年4月	文商学部を文学部（神学科、英文学科）と商学部（商学科）に分離
1962年1月	教養部の設置
1964年4月	経済学部経済学科開設
1966年4月	神学部神学科開設
1967年4月	法学部法律学科開設
1974年4月	文学部に児童教育学科開設
1976年4月	文学部に国際文化学科開設
1986年3月	教養部の廃止
4月	国際文化部の新設
2001年4月	文学部に社会福祉学科増設 教育福祉部の新設
2004年4月	法科大学院の設置
2005年4月	人間科学部児童教育学科および 社会福祉学科の設置
2006年4月	国際文化学部開設

備考

- ・(1)及び(2)の集計表は、教員の専門などを考慮した上で、現在の学部構成に補正して計算
- ・組合長人事の学部輪番制が確立したのは、1989年度以降と推測される
- ・児童教育学科と国際文化学科は学部発足前から独自に委員を選出していたので上記のように表記
- ・1968年度、1969年度、1986年度は組合長が任期途中で交代

委員のみならず組合長までする羽目になったことを考えると、非常に意外であると言わざるを得ない。本学の歴代労働法学者は西井龍生、高橋貞夫、菊池高志、有田謙司の諸先生（いずれも法学部）だが、組合長はおろか委員にすら就任したことがないようである。労働委員会の公益委員や各種審議会の委員などの公職に就いていると「利益相反」を避けるために兼任ができない、などの事情があるかもしれないが、今後の人事が注目される<sup>22</sup>。

#### 4. 西南学院大学教員組合の歩み

本節では、年表（表3参照）に即して西南大教組の歩みをたどることにする。ただし全ての出来事を網羅的に取り上げることはできないので、以下では筆者の判断で重要性が高いと思われるものに限って取り上げることにする。

それに先立ち、『組合報』の発行体制について説明したい。1965年度の創刊以来、1968年度までは年3回発行（第1-12号）、1968年度から1971年度までは年2回発行（第13-18号）、1972年度以降（第19号-）は年1回発行となり、現在に至っている。筆者の組合長就任時はバックナンバーの散逸が著しかったが、100周年事業推進室（現・西南学院史資料センター）の助力を得て収集に努めた結果、現在はコピーを含めて全号が組合室に所蔵されている。また第28号（1982年6月30日発行）と第30号（1982年6月30日発行）の間に来るべき第29号が抜けているが、発行日付等から判断して誤連番と思われる。また第35号（1988年6月30日）と第36号（1990年7月31日）の間に発行日付で2年の空白があるが、理由は不明である。

##### 4.1 草創期

上述のように、西南大教組は1959年6月9日に創立され、2年後の1961年には西南学院職員組合も結成された。当初は「教職員組合」案もあったが、実現しなかった<sup>23</sup>。この年には初回の労働協約を西南学院と締結し、以後2年毎に改訂されることになった。また組合規約も制定され、内部統制の仕組みも整えられた。

目を引くのは、当時は西南大教組が大学からの委嘱で大学教員の親睦団体「親交会」の業務を代行していたということである。『組合報』第1号に既に「親交会よ

22 ちなみに1970年度の総会選挙にて一旦、高橋貞夫先生が組合長に選出されたが、労働委員会の公益委員であり、関係当局の了承が得られなかったために、結局、総会の議長をされた川島信義先生が組合長になったようである（第13号参照）。

23 松井安信「緊張と協力」の組合へ脱皮」（第16号）、大西修三「三者協議会に期待する」（第31号）を参照。

表2 学部・学科別組合委員一覧(1980-2016年度)

年度	神学部	文学部	商学部	経済学部	法学部	教養部
1980	古澤 嘉生	石田 信彦(副)	田代 義範	尾上 修悟(会)	堀 真清(書)	日野 和明
1981	古澤 嘉生	富盛 伸夫	小川 雄平(副)	江副 憲昭(会)	小杉 茂雄(書)	野本 益寛
1982	古澤 嘉生	江崎 義彦	西野 宗雄(会)	尾上 修悟(副)	小杉 茂雄(書)	齊藤 未弘
1983	中村 和夫	石井 君孝	大矢 繁夫	山村 延昭(会)	山田 洋(書)	堤 啓次郎(副)
1984	関谷 定夫	太田 和男(副)	小森 俊介(書)	山村 延昭(会)	神宮 典夫	-
1985	関谷 定夫	片岡 章	岡本 幸雄	松原 宏(会)	山田 洋(書)	-
1986	小林 洋一(副)	西村 牧夫	佐々木武夫	仲澤 幸壽(会)	小山 雅亀(書)	-
1987	小林 洋一	田部井孝次(書)	小森 俊介(副)	村岡 仲秋	横田 守弘	-
1988	小林 洋一	中村 栄子	小森 俊介(副)	相模 裕一(会)	高橋 文彦	-
1989	中村 和夫	江崎 義彦(副)	大矢 繁夫(書)	横川 和男(会)/ 中馬 正博(会)	横川 和男(会)/ 関口 正司	-
1990	中村 和夫	石井 君孝	野藤 忠	中馬 正博(会)	野村 修也	-
1991	関谷 定夫	田部井孝次(副)	小川 雄平	村岡 仲秋	野村 修也(書)	-
1992	青野 大潮	藤本 滋之(書)	小川 雄平	李 善英	深谷 格(会)	-
1993	小林 洋一	宮原 哲(書)	米山 茂美(会)	大川 隆夫	奥 博司	-
1994	小林 洋一	川瀬 義清	稲見 亨(会)	崔 宗換	崔 博司(副)	-
1995	小林 洋一	高橋 和子	稲見 亨(会)	崔 宗換(書)	山田 憲一	-
1996	小林 洋一	武末 祐子	米山 茂美	相模 裕一	山田 憲一(会)	-
1997	天野 有	酒井三千穂	王 忠毅	相模 裕一(副)	高橋 文彦(書)	-
1998	天野 有	酒井三千穂	平木 真朗(書)	花田洋一郎	高橋 文彦(副)	-
1999	寺園 喜基	安河内英光	平木 真朗(副)	花田洋一郎(書)	高橋 文彦	-
2000	須藤伊知郎	安河内英光	西野 宗雄(会)	小松 秀和(会)	中山 茂樹(書)	-
2001	須藤伊知郎(副)	金子 幸男	西田 顕生	小松 秀和(会)	毛利 康俊	-
2002	天野 有/ G・W・パークレー	金子 幸男	西田 顕生(副)	是永 隆文(会)	毛利 康俊(書)	-
2003	片山 寛	北垣 徹	西田 顕生(会)	是永 隆文	田村 元彦(書)	-
2004	片山 寛	北垣 徹	高橋 聡(会)	立石 剛(書)	平井佐和子	-
2005	松見 俊	加藤 洋介(書)	高橋 聡(会)	仲澤 幸壽	田村 元彦	-
2006	松見 俊	加藤 洋介/ 三宅 敦子	平木 真朗(会)	伊佐 勝秀(書)	齊藤 芳浩	-
2007	天野 有	河原 真也(書)	平木 真朗(副)	伊佐 勝秀	平井佐和子	-
2008	天野 有(副)	河原 真也	福田 晴仁	石塚 史樹(会)	田中 慎一	-
2009	須藤伊知郎	伊藤 彰浩(会)	福田 晴仁(副)	石塚 史樹	前田 敦(書)	-
2010	須藤伊知郎	伊藤 彰浩(副)	平木 真朗	小出 秀雄(会)	山田 憲一	-
2011	金丸 英子(書)	藤野 功一	平木 真朗(副)	小出 秀雄	齊藤 芳浩	-
2012	金丸 英子	藤野 功一(会)	平木 真朗(副)	加藤眞理子	齊藤 芳浩	-
2013	日原 広志(副)	一谷 智子	平木 真朗	加藤眞理子(会)	山田 憲一	-
2014	日原 広志	一谷 智子(会)	福島 一矩	前田 廉孝(書)	山田 憲一(副)	-
2015	日原 広志	杉山 香織(書)	福島 一矩 佐藤 正弘	前田 廉孝	奈須 祐治	-
2016	日原 広志	杉山 香織	工藤栄一郎(副)	平井 秀明(書)	奈須 祐治	-

凡例 (副)：副組合長、(書)：書記、(会)：会計

児童教育学科	国際文化学科	人間科学部	国際文化学部	法科大学院
門田見昌明	-	-	-	-
森川 和子	-	-	-	-
門田見昌明	-	-	-	-
岩城富美子(会)/	-	-	-	-
堺 太郎				
堺 太郎	岩尾龍太郎	-	-	-
野本 益寛	堤 啓次郎(副)	-	-	-
野本 益寛	中島 和男	-	-	-
米谷 光弘(会)	邊土名朝邦	-	-	-
森本 利和(書)	後藤 新治	-	-	-
森本 利和	後藤 新治	-	-	-
磯 望(副)	大辻千恵子(書)	-	-	-
藤田 尚充(会)	新谷 秀明	-	-	-
高野 一宏(副)	片山 隆裕	-	-	-
高野 一宏(副)	塩野 和夫	-	-	-
野本 益寛	高嶋祐一郎(書)	-	-	-
藤野 力	高嶋祐一郎(副)	-	-	-
藤野 力(副)	片山 隆裕(書)	-	-	-
中村奈良江(会)	片山 隆裕	-	-	-
中村奈良江(会)	宮平 望	-	-	-
中村奈良江	宮平 望(会)	-	-	-
中村奈良江	佐藤千登勢	-	-	-
渡邊 均	佐藤千登勢(書)	-	-	-
渡邊 均	山田 順	-	-	-
山本 裕子(会)	山田 順	-	-	-
山本 裕子	岩尾龍太郎(副)	-	-	神野 礼斉
-	岩尾龍太郎	大濱 順彦(副)	-	神野 礼斉
-	-	藤田 尚充(副)	松原 知生	神野 礼斉/ 紺谷 浩司
-	-	安部 計彦	松原 知生(会)	紺谷 浩司
-	-	中里 操	西村 将洋(書)	紺谷 浩司
-	-	中里 操	西村 将洋	紺谷 浩司
-	-	大西 祥恵(書)	宮崎 克則	坂梨 喬
-	-	大西 祥恵	宮崎 克則(会)	坂梨 喬
-	-	大西 祥恵	栗原 詩子(書)	石森 久広
-	-	鹿島なつめ(書)	栗原 詩子	石森 久広
-	-	鹿島なつめ	金繩 初美	横尾 亘
-	-	安藤 花恵	金繩 初美(会)	横尾 亘(副)
-	-	安藤 花恵	西山 達也(会)	濱崎 録

表3 西南大教組略年表

1959年	西南学院大学教員組合の結成（6月9日）
1961年	西南学院職員組合の結成（1月5日） 西南女学院で「院長問題」をめぐる大規模な労働争議（5月－9月）；本組合もこれを支援 「西南学院大学教員組合労働協約」初回締結（4月） 「西南学院大学教員組合規約」制定（10月）
1965年	初めてのノンクリスチャンの組合長（遠山馨先生）が誕生 教員組合初の団体交渉を実施 『西南学院大学組合報』の創刊（年2－3回発行） 大学が第一次財政（5ヵ年）計画を策定（1967-72年）
1967年	西南学院教職員組合連合体の結成（1月） 第一回教職員組合連合体協議会を開催（5月） 停年（定年）が65歳から68歳に
1969年	神学部と児童教育科の待遇格差問題（神児問題）が議論される 大学役職者や各委員の改選時期が3月末から6月末に変更 これに伴い教員組合の活動年度も変更
1970年	学院三組合連合体の結成
1971年	大学院の法学研究科設置に絡んで「客員教授」問題が発生（3月）
1972年	日本キリスト教主義学校教職員組合連合（日キ連）を脱退、組合会計の設置、組合規約の変更（交渉委員への法学部の追加、非組の範囲等）（6月30日）
1973年	組合報が第19号から年1回発行へ 親交会業務を親交会に返上
1975年	組合費の改訂
1979年	「A科目B科目問題（AB問題）」が議論される
1980年	『西南学院大学組合報』で「組合創立20周年記念特集」が組まれる 労働協約第29条の改正（1980年3月31日から定年が70才に）
1981年	労働協約への「ストライキ条項」導入に関して議論される
1983年	経営協議会を初めて設置
1987年	「学部学科事務室」（仮称）設置を要求 「西新通線」問題
1990年	人事公正委員会規程、就業規則、大学教員組合労働協約の改正・発効（7月） 任用人事が人事会議から各学部教授会の審議事項に 労働協約に解雇に関する事前協議を義務づける規定を盛り込む
1992年	「西南学院舞鶴幼稚園教員労働組合規約」の制定
1994年	組合規約の改正；委員の任期を2年とし、委員の半数の改選時期をずらす
1995年	「西南学院早緑子供の園職員労働組合規約」の制定 組合委員手当の増額
1997年	「西南学院就業規則」の廃止と「西南学院大学教員就業規則」の制定（4月） 教員組合の金融資産の名義変更を約20年ぶりに実施
2001年	特別教員制度の廃止と特任教員制度の新設
2004年	「人件費改革プロジェクトチーム」（理事長の諮問機関、2004年3月31日から2006年3月31日まで）の設置 学科センターの設置要求（後にコミュニケーション・プラザの学科室として実現）
2005年	選択定年制の導入（4月）
2006年	雇用保険の適用開始（4月）
2007年	懲戒規程及び懲戒委員会の制定・設置案の提示 超過勤務手当廃止の提示

表3 つ づ き

2008年	定年年齢引き下げ案の提示
2009年	定年年齢引き下げ案の提示/「大学特殊業務手当（入試手当）」の「特別手当」仮払いで紛糾
2010年	西南学院小学校の新設に伴い6者組合体制に定年年齢引き下げ案の提示
2011年	休日労働（振替休日の授業実施）が問題に/組合費引き下げが議論される
2012年	教職員住宅の取り壊し・制度廃止が通知される
2013年	定年年齢引き下げ案の提示
2014年	西南学院懲戒規程の制定（3月）
2015年	「大学特殊業務手当」が一部仮払いに 大学役職者や各委員の改選時期が6月末から3月末に変更 これに伴い教員組合の活動年度も変更

り」という短信記事が掲載されており、以後、しばらくの間、関連記事が間欠的に掲載されている。しかし1972年に、負担軽減などを理由に関連業務を「親交会」に返上するという決定がされている。

1965年には遠山馨先生が初のノンクリスチャンとして組合長に就任し、教員組合初の団体交渉を実施した。またこの年、『組合報』も創刊されている。ちなみに大学が最初の「第一次財政計画」（1967-72年）を策定したのもこの年である。

#### 4.2 神児問題

これは、神学部及び短大児童教育科と他学部との待遇格差問題の当時の通称で、神学部と1974年度まで存在していた短期大学部に属する児童教育科とが他学部とは異なり経営・財政的に独立していたために、給与体系が別個で、研究費や図書費も別予算であったという問題である。具体的には、神学部と短大児教は日本バプテスト連盟から選出された「神学及び宗教教育評議員会」（以下、「神児評議員会」）なる組織によって運営され、財政的には連盟の協力団体たる米国南部バプテスト・ミッション・ボードの支援によっていた。児童教育科もミッション・ボードの支援を受けていたのは、この組織が1940年、バプテスト教会女子献身者養成のために創立された「西南保姆学院」を前身とすることによる。『組合報』では第2号から、神・児所属の教員が窮状を訴える記事が繰り返し掲載されている<sup>24</sup>。

24 高橋さやか「児童教育科の諸問題」（第2号）、内海洋一「もうこの辺では是非何とか（主張）」（第6号）、内海洋一「児童教育科の現状」（第7号）、森川和子「組合新委員になって」、中村和夫「神学部の課題と問題」（以上第10号）、安徳典光「神学部・短大児童教育科の勤務、研究条件の問題」（第11号）、執行部「等しからざるを憂う－神学部の問題－」、尾崎恵子「児童教育科の希望と期待」（以上第12号）、古澤嘉生「神学部の運営機関の一本化を！」（第13号）など。

最終的には1975年度に児童教育科が大学に統合され、神児評議員会が廃止されたのに伴い、給与体系等が一本化されたことで問題の解決が漸次的に図られたようだが、神・児組合員の声に応じて処遇改善に向けて継続的に取り組んだ歴代組合執行部も、これに一役買ったことと思われる。

#### 4.3 「客員教授」問題

1971年4月に大学院に法学研究科が設置されたが、これに付随する人事に絡んで「客員教授」問題がにわかに持ち上がり、1971年から1973年にかけて学内で物議を醸すことになった<sup>25</sup>。この「客員教授」とは、かつて「名義上の専任」と呼ばれていたもので、若干の名義料のほかは概ね非常勤講師並みの待遇であり、教授会や組合に対しては報告事項として済まされてきた。ところが、法学研究科に着任することになったこの客員教授（他大学の定年退職者）に対して「フルペイ」（専任相当の給与）に近い給与が支払われることが大学執行部から一方的に通告され、紛糾した。団体交渉の結果、6月25日付で「客員・特任教授に関する規程」の条文が双方で承認され、調印・発効した。これにより、長らく慣行による取扱いのみが行なわれていた客員・特任教授に、就業規則の第40条の改定、「特任教授および客員教授に関する規程」の新設という形で枠がはめられることになり、組合員の総意を反映する形で一応の決着をみることとなったが、その後もしばらくこの問題が燻っていたようである。なお、この大学院の設置は、前述の第一次財政計画には含まれていなかったという<sup>26</sup>。

---

25 「客員教授に「フルペイ」実施直前に通告（経過報告）」、川島信義「客員教授の問題」（以上第15号）、「客員教授も事前協議－特別な所遇の場合－経過報告」（第16号）、「活動経過報告－執行部－」（第17号）、岡村堯「客員教授について」、「活動経過報告－執行部－」、石井君孝「波紋の行方（主張）」（以上第18号）、「活動経過報告－執行部－」（第19号）を参照。

26 この問題に言及した当時の『組合報』記事「地の塩」（第15号）は、「二度あることは三度あるという。組合がアレヨアレヨと手をこまぬいているうちに、部屋つき、ベイつき、雑務ぬきの教授団が出来てくることも、あながち妄想とは言切れまい。」という言葉で締めくくられている。あたかもその後の状況を予見したかのような文言ではないだろうか？ 付言すると、この制度は1978年に「特別任用教員制度」と改変され、2004年にはこれに代わる「特別教員制度」が新設されて現在に至っている。新制度への移行に伴い、特任教員の一部は専任教員に移行した。現在、教職員の雇用形態の多様化及びそれから派生する諸問題が各大学で議論されているが、この問題の歴史的淵源は意外と古いようである。

#### 4.4 「A科目B科目」問題

これは、保健体育実技・外国語・キリスト教音楽・器楽などからなる科目群（A科目）と、それら以外の科目群（B科目）との間で、コマ単価に開きがあり（前者のほうが安い）、結果として同じ組合員でもA科目担当者とB科目担当者との間で賃金格差が生じていた、という問題である。この問題は「長年にわたる懸案事項」とされている<sup>27</sup>が、『組合報』でまとまった記事が掲載されているのは1981年発行の第27号のみであるため、詳しい経緯はわからない。この時点では、組合は前組合執行部が提起した妥協案に沿う回答を引き出し、さらに「A科目廃止」提案をしているが、これに対し学院は「現時点ではA・B科目の完全撤廃は考えていない。情勢に応じて考えられるべきものである」と回答したことになる。これ以降、関連記事がないため詳しいことはわからないが、西南大教組の努力により、この問題は徐々に解消に向かっていったと考えられる<sup>28</sup>。

#### 4.5 「西新通線」問題

1983年頃、福岡市で開催されることになっていた「アジア太平洋博覧会よかトピア」（1989年3月17日～9月3日）に先立ち、現在の大学中央キャンパスと東キャンパス（当時は中・高キャンパスが立地）の間を通る「西新通線」<sup>29</sup>の拡幅工事が福岡市によって計画されていることが伝えられた。これに対し、文教地区としての周辺環境の悪化を懸念する中・高教職組が反対を表明し、これに大学教組も同調して、当時の「三者協議会」の仕組みを利用した陳情を行ったが、最終的には福岡市の原案通り道路拡幅が実施された。この問題は、組合の声に押されて理事会も福岡市との交渉に動くという経緯をたどり、結果的に道路は拡幅されたものの、組合の主体的な取り組みと協調行動の重要性を物語るエピソードと言えるように思われる<sup>30</sup>。

### 5. おわりに

以上、本稿では西南大教組の現状と、『組合報』を手がかりにその歩みについて概略を述べた。『組合報』を通読して、「せめて公務員並の賃金を」と言われるような水準からの賃金の段階的引き上げ、定年年齢の段階的引き上げ及びその後の定年年齢の

27 『組合報』第11号の活動報告に「A級、B級の格差解消」という文言が見られる。

28 中森宏「AB問題を考える A科目廃止への道」（第27号）を参照。

29 現在は「サザエさん通り」という名称になっている。

30 田中孝千代「道路拡幅問題の現状と課題」（第31号）、岩尾龍太郎「道路問題の現状と活動報告」（第32号）、松原宏「道路問題の新局面と活動報告」（第33号）を参照。

引き下げを巡る交渉、研究費等の増額、各種施設の新增設など、我々が現在享受している労働条件の多くが、先人たちの営為の賜物なのだと実感させられた。また『組合報』には、交渉に際して必要となる様々な「理論武装」（法制度の解説や他校との比較データなど）が披瀝されており、現在の西南大教組がなすべき改革のヒントにあふれている。正に「温故知新」の思いだった。しかし情報量の多さ及び紙面の都合で、これらの話題にはほとんど触れられなかった。また組合規約を詳細に取り上げる一方で、ショップ制や組合費の徴収、団体交渉の手続き、種々の労使条件などの重要事項を定めた労働協約については、ほとんど紹介できなかった。ご寛恕を乞うとともに、他日を期したい。

また小論を執筆しながら、西南生協と同様、西南大教組の歩みが図らずも西南学院大学の「裏面史」にもなっていることに気づかされ、これも非常に興味深く思われた。と同時に、その重要性にも関わらず、『組合報』での記述が必ずしも継続的でないため、断片的な情報しか得られない問題が少なからずあることにも気づいた。『組合報』を含めたアーカイブの整備が望まれる。

最後に私事も含めて雑感を二、三述べたい。

本稿は当初、『組合報』第62号に前組合長として「活動報告」を掲載する予定だった。しかし筆者の与り知らぬ事情で、『組合報』の発行時期が例年より半年も前倒しされ、既に学科主任に着任して多忙であった筆者は執筆を断念せざるを得なかった。その意味で、本稿は筆者にとって西南大教組元組合長としての「卒論」であり、執筆を終えてようやく肩の荷が下りた気持ちである。

また組合長を経験してわかったことは、ユニオンショップ制で運営される組合とはフリーライダーの巣窟であるということだ。先に労働組合の経済的機能の一つとして「労働条件や人事制度などの「公共財」の提供」を挙げた。しかし経済学でよく知られているように、「公共財」は利用者に適切な費用負担を課すことが困難なことが多く、しばしば便益のみ得て費用を負担しない「ただ乗り（フリーライダー）」を生み出す。西南大教組について言えば、組合活動から多くの便益を得ながら、委員や組合長を「やり過ごす」個人や学部が相当数、存在する。組合長を経験させられて、それをいやが上にも実感させられたが、おかげでユニオンショップ制への幻想が消え去り、いい「社会勉強」にもなった。

これに関連して、「団結権」の意味を再考することもできた。憲法第21条1項に列挙されている自由権の一つに「結社の自由」がある。学校教育では教えられないようだが、自由権には積極的自由権と消極的自由権がある。「結社の自由」について言えば、これには「積極的結社の自由」と「消極的結社の自由」または「結社の

自由」と「結社からの自由」が含まれる。つまり近代民主主義国家においては、個人は結社することを妨げられないと同時に、結社することを強制もされないという二重の自由を有する<sup>31</sup>。そこから、「労働三権」によって保障される団結権には「消極的団結権」（団結しない自由）も含まれると解されるが故に、個人の同意なき組織強制を伴うユニオンショップ制は、運用次第では違憲であるという見解を（少数意見のようだが）導く研究者もいる<sup>32</sup>。筆者は実体験を通じて「ユニオンショップ制違憲」論に大いに共感を抱くようになった。前述のように、労働組合は「自治組織」に過ぎない。それ故、無関心その他の理由で「フリーライダー」が跋扈するようになって活動が空洞化すれば、その存在意義を失う。18歳人口減少と進学率頭打ちで大学経営が圧迫されるという「2018年問題」の到来はすぐそこまで来ている。学部エゴを超えて組合活動の立て直しに取り組まない限り、西南大教組のような小所帯の労働組合はひとたまりもないだろう。これは決して杞憂ではない。

近隣校である九州産業大学の教職員組合は、2011年8月31日に解散し、約30年でその活動を終えた。それ自体は残念なことではあるが、残された1200点近い資料を整理・目録化し、九州大学附属図書館記録資料館に寄託する形で後世に残したという<sup>33</sup>。また同組合は解散に先立つ2011年7月に、『九産大教職組の歩み：教学権の確立をめざして』と題する組合史も発行している。こうした事業は大学史や労働運動史の資料として貴重な知的遺産となるだろう。

翻って、今なお存続している西南大教組はこれまで、これに匹敵する事業を行ったことがあるだろうか？近年の『組合報』は手当等の増減に一喜一憂するような単発的な活動報告が多く、一部の例外を除き、西南大教組自らの来し方行く末を長期的な視点から省察するような読み応えのある記事が乏しい。「虎は死して皮を留め、人は死して名を残す」という。西南大教組も万が一に備えて、今のうちに、自らの資料を整理・目録化して、その貴重な体験を後世に伝える作業を進めておくことが重要であろう。そうした作業は、『組合報』ひいては西南大教組のあり方を見直すきっかけにもなるだろう。

---

31 筆者はこの概念を『組合報』第20号（1974年6月30日）に末松壽先生（文学部）が寄せられた短文「結社の自由 自由の結社」ではじめて知った。

32 例えば、西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣、2012年）のpp.101-4を参照。

33 山田秀「九州産業大学教職員組合資料について」（『エネルギー史研究』（30）、pp.63-72、2015-03；<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/recordID/1515776>）。